

青森県国民保護計画骨子案

第1編 総論

1 県の責務、計画の位置づけ等

武力攻撃事態等において、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するため、青森県国民保護計画を作成し、不断の見直しを実施

2 国民保護措置に関する基本方針

- (1) 基本的人権を尊重し、国民の自由と権利への制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に実施
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済が可能となるようその手続に係る処理体制の確保及び文書の適切な管理を実施
- (3) 武力攻撃等の状況等について、正確な情報を適時適切に国民に提供
- (4) 関係機関相互の連携協力を確保
- (5) 啓発の実施、消防団及び自主防災組織の充実活性化、ボランティアへの支援を通じた国民の自発的な協力を促進
- (6) 日本赤十字社の自主性の尊重、放送事業者の言論その他表現の自由に特に配慮。指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重
- (7) 国民保護措置の実施に当たって、高齢者及び障害者等特に配慮を要する者の保護について留意。国際人道法の的確な実施を確保
- (8) 国民保護措置を実施する者、運送事業者、医療関係者、生活関連等施設の管理者及び従事者等並びに国民保護措置の実施に協力する者等の安全の確保に十分配慮
- (9) 本県の特性を踏まえた国民保護措置の実施に係る特別な配慮（積雪寒冷地域、原子燃料サイクル施設等及び原子力発電所の立地、米軍三沢基地及び陸・海・空各自衛隊施設の配置）

3 青森県国民保護計画が対象とする事態

基本指針に想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象

- (1) 武力攻撃事態
 - ① 着上陸侵攻
 - ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
 - ③ 弾道ミサイル攻撃
 - ④ 航空攻撃
- (2) 緊急対処事態
 - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等）
 - ② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（ターミナル駅や列車の爆破等）
 - ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態（炭疽菌やサリンの大量散布等）
 - ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態（航空機による自爆テロ等）

第2編 平素からの備えや予防

1 組織・体制の整備等

- (1) 防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備するため、各部署の事務分担及び職員の配置等を規定。防災体制と併せて担当職員による当直等24時間即応可能な体制を確保
- (2) 国、他都道府県、市町村及び指定地方公共機関との連携を確保。防災のために締結されている相互応援協定等の必要な見直しを実施
- (3) ボランティア関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境を整備
- (4) 非常通信体制の整備及び応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進。武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実に行うため必要な体制を整備
- (5) 防災における体制を踏まえ、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報及び安否情報等を収集又は整理し、情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備
- (6) 防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を実施

2 避難及び救援に関する平素からの備え

- (1) 県は、区域の人口、都市化の状況及び防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設を指定。市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースを作成し、市町村に提供
- (2) 迅速に避難の指示及び救援に関する措置を実施できるよう、基礎的資料を準備。避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、適切な運送経路を把握

3 生活関連等施設の把握等

- (1) 県内に所在する生活関連等施設を把握。所管省庁が定めた安全確保の留意点を通知。県警察及び海上保安部長等と協力し、施設の管理者に対して安全確保の留意点を周知
- (2) 県が管理する公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施

4 物資及び資材の備蓄、整備

- (1) 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄又は調達体制を整備
- (2) 化学防護服、特殊な薬品等について国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応

5 国民保護に関する啓発

住民に対し、広報誌及びパンフレット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案発生を把握した場合において、的確かつ迅速に対処するための必要な体制を整備

2 青森県国民保護対策本部の設置等

- (1) 内閣総理大臣から、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受けた時は、直ちに青森県国民保護対策本部を設置。対策本部を設置する場合の手順及び組織等について規定
- (2) 携帯電話、衛星携帯電話及び移動系防災行政無線等により、避難先地域等との間で必要な情報通信手段を確保

3 関係機関相互の連携

- (1) 国の対策本部と密接な連携を確保。国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員の派遣等により、当該本部と緊密な連携を確保
- (2) 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、指定行政機関の長等に対し、国民保護措置の実施を要請。防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請（国民保護等派遣）

[想定される自衛隊の国民保護措置の内容]

- ① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
 - ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
 - ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
 - ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）
- (3) 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため他の都道府県に応援を要求。関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な措置の実施を要請
 - (4) 指定行政機関の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請。地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を要求
 - (5) 他の都道府県及び県内市町村から応援の求めがあった場合、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を実施。市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施
 - (6) 自主防災組織に対し、資材の提供等必要な支援を実施。ボランティア関係団体と協力し、ボランティアの受入体制を確保。救援物資の受入れ、仕分け及び避難所への配送等の体制を整備
 - (7) 国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うため、住民に対し、必要な援助についての協力を要請。この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮
 - 避難住民の誘導
 - 避難住民等の救援
 - 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - 保健衛生の確保

4 警報及び避難の指示等

- (1) 国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合、直ちに、市町村長等に通知。放送事業者である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送。市町村長は、警報の通知を受けたときは、速やかに住民及び自治会等に伝達
- (2) 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令
- (3) 消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長等に通知。要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知
- (4) 要避難地域を管轄する場合は、市町村長を経由して要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示。放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について放送
- (5) 市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、円滑な避難住民の誘導が行えるよう助言。市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていない場合、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示
- (6) 市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県等関係機関の意見を聴き、避難実施要領を策定
- (7) 県警察は、パトロールの強化及び避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保及び犯罪の予防を実施

5 救援

- (1) 国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、厚生労働省が定める基準により、次に掲げる措置を実施。あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村と緊密に連携。救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託
 - ① 収容施設の供与
 - ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
 - ③ 医療の提供及び助産
 - ④ 被災者の捜索及び救出
 - ⑤ 埋葬及び火葬
 - ⑥ 電話その他の通信設備の提供
 - ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ⑧ 学用品の給与
 - ⑨ 死体の捜索及び処理
 - ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 救援を行うため必要があると認めるときは、特定物資の売渡しの要請、物資の収用及び土地等を使用。医療関係者に対し医療の要請又は指示を行う場合、医療関係者の安全の確保に十分配慮

6 安否情報の収集・提供

市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、総務大臣に報告。安否情報の照会があった場合には、個人情報の保護に留意しながら、安否情報を回答。日本赤十字社から要請があったときは、保有する外国人に関する安否情報を提供

7 武力攻撃災害への対処

- (1) 生活関連等施設について、施設の管理者に対する措置の要請及び立入制限区域の指定の要請等を行うなど、安全確保について必要な措置を実施
- (2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除のため、既存の法令に基づき危険物質等に関する規制措置を講ずるほか、緊急の必要があると認めるときは、取扱所の使用停止等必要な措置を実施
- (3) 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置を講ずるほか、石油コンビナート等災害防止法に定める措置を実施
- (4) 武力攻撃原子力災害への対処等については、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置を講ずるほか、原則として、青森県地域防災計画原子力編等に定められた措置に準じて、応急対策等を実施
- (5) NBC攻撃による汚染については、国による対応を基本とし、現場における初動的な応急措置として、緊急通報の発令、退避の指示及び警戒区域の設定等の措置を実施
- (6) 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、土地、建物その他の工作物等の一時使用等必要な措置を実施
- (7) 消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図り、必要に応じて、消防庁長官に対する応援要請及び市町村長に対する指示等必要な調整を実施

8 被災情報の収集及び報告

県は、自ら収集した、又は市町村及び指定地方公共機関等から報告を受けた被災情報を、消防庁に報告

9 保健衛生の確保その他の措置

- (1) 避難先地域に対して医師等保健医療関係者を派遣し、健康相談及び指導等を実施。防疫対策、食品衛生確保対策及び栄養指導対策のため必要な措置を実施。
- (2) 環境大臣が指定する特例地域においては、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分に係る必要な措置を実施
- (3) 重要文化財等に関し、文化庁長官が被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知。文化庁長官から、国宝等の被害を防止するための措置の施行の委託を受けた場合には、速やかに当該措置を実施

10 国民生活の安定に関する措置

国民生活の安定のため、生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等及び生活基盤等の確保について必要な措置を実施。

11 交通規制

県警察は、住民の避難及び緊急物資の運送等の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、交通規制その他必要な措置を実施

12 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、国が定める基準に基づき、必要な要綱を作成。日本赤十字社等と協力し、ジュネーブ諸条約及び標章等の使用の意義について啓発

第4編 復旧等

1 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上で、管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施。被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を実施

2 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害が発生したときは、国が財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制を整備。特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について国が速やかに検討。県は、国が示す方針にしたがって必要な措置を実施

3 国民保護措置に要した費用の支弁等

- (1) 国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金を請求
- (2) 土地や建物の使用及び物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、その損失を補償
- (3) 医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、その実費を弁償
- (4) 国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、その損害を補償
- (5) 国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村等が損失を受けたときは、その損失を補てん

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

緊急対処事態においては、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処について、武力攻撃事態等への対処に準じて必要な措置を実施

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達